

第7章 計画の推進体制

第1節 新むつ市保育再編(後期)計画の方針

現在、当市の公立保育所における保育環境や運営は、毎年多額の経費を要する老朽化した施設や種々の制約の中で市民の要望する多種・多様な保育ニーズに対応可能な柔軟な体質となりにくいなどの課題を抱え、特に施設面では、子どもの成長過程における「快適な住環境の提供」という観点から明らかに今日的ではないものと考えます。

一方、民間保育園は、保育ニーズを的確に捉えた迅速な対応が可能であると共に、柔軟性を持ち高い経営能力を発揮しているという現状にあります。

このようなことから、後期計画においては、民間保育園への支援を重点的に行うこととし次によりその推進を図ることとします。

- 1 良質な保育環境と保育サービスの拡充を図り、安心して質の高い保育の運営を進めるため、民間の力を最大限に活用することとします。このため、民間保育園への施設整備や保育園設置の支援について積極的に取り組むこととします。

これに伴って廃止可能となる公立保育所については、保護者や地域住民からの理解を得て順次廃止することとします。

- 2 民間移譲の可能な保育所については、保護者や地域住民への理解と認識を深めた上で計画最終年度（26年度）での移譲を図ります。

- 3 先行取得用地の活用策として、比較的小規模運営が可能な「乳児対象の保育施設」や「病児・病後児保育施設」、「一時保育」などの実施を視野に、施設整備を行ったうえで民間による運営形態を図ります。

第2節 次世代育成支援コミュニティの構築

次世代育成支援コミュニティの形成を進めるに当たっては、少子化対策を総合的・計画的に推進するための基盤となる組織体制を整備するとともに、この機構を中心として、妊娠・出産期から思春期や成人にわたる住民のライフステージに応じて発生するさまざまな子育てに関わる課題に対応できるよう、課題別に諸サービスの実施者や提供施設等で構成する「母子保健ユニット」、「子育て支援ユニット」、「子育て相談ユニット」、「健全育成ユニット」、「思春期ユニット」、の5つの課題解決ユニット（支援サービスグループ）の構築を図ります。

1 むつ市次世代育成支援対策地域協議会

住民や民間団体、事業者及び関係行政機関等で構成し、子育て中の親や子どもたちの意見等も踏まえながら、少子化対策に係る計画策定等のほか、子育てに関する総合相談窓口の設置や少子化対策に関する情報提供・意識啓発など、少子化対策を総合的・計画的に推進します。

また、各組織間のネットワーク化やサービス調整を円滑に行う等、妊娠・出産期から思春期にわたる子育て支援の住民ニーズに、柔軟に対応できるきめ細やかな体制を推進します。

2 5つのユニット

各ユニットにおいては、地域社会において子育て中の保護者の育児不安の解消や仲間づくり、養育者の子育てと就労や社会参画の両立支援を図るため、それぞれのユニットを構成する事業者や民間団体の提供サービスの調整等を行います。

《推進機構とユニット（次世代育成支援コミュニティ）の主な機能》

区 分		主 な 機 能	主な関係施設・サービス提供
次 世 代 育 成 支 援 コ ミ ュ ニ テ ィ	次世代育成支援推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ①少子化対策の総合推進機構 ②総合相談、情報提供、意識啓発機能 ③サービスコーディネート機能 	<ul style="list-style-type: none"> ①少子化対策に係る計画策定、ニーズ等の調査分析及び事業評価・改善等 ②子育て総合相談窓口、子育て情報ネットワークの構築等 ③各ユニット・サービス間等の総合的なサービスコーディネート等
	母子保健ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ①出産を迎える妊婦・家族に対する支援機能 ②母性の保護と乳幼児保健の支援機構 	<ul style="list-style-type: none"> ①健康推進課、保健協力員、民生委員・児童委員等 ②かかりつけ医、保健師、助産師等
	子育て支援ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ①子育てと就労の両立を図る施設機能 ②子育てを地域で支えるための相互支援機能 	<ul style="list-style-type: none"> ①保育所(特別保育)、幼稚園、認可外保育施設等 ②家庭保育支援者(子育てボランティア、保育サポーター)、子育てサークル、社会福祉協議会、ファミリー・サポート・センター等
	子育て相談ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ①育児、発育、発達に係る相談機能 ②保健、医療に係る相談機能 	<ul style="list-style-type: none"> ①保育所、地域子育て支援センター、幼稚園、子育てサポーター、民生委員・児童委員等 ②健康推進課、かかりつけ医、保健師等
	健全育成ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ①昼間、保護者のいない児童への対策機能 ②広く一般児童の健全育成を推進する機能 	<ul style="list-style-type: none"> ①保育所等 ②なかよし会、児童館、PTA、子ども会、子育てサークル、子育てサポーター、主任児童委員、スポーツ少年団等
	思春期ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ①思春期・いじめ・不登校・虐待問題等に係る相談に対応できる支援機能 ②専門的な相談支援機能 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童相談所、主任児童委員、小中学校等(学校医・養護教諭等)、子育てサポーター、かかりつけ医、保健師等 ②健康推進課、中学校(教育相談支援員等)、児童福祉施設等